鹿児島県CSF(豚熱) 防疫対策マニュアル 参考資料(様式・資料編)



令 和 2 年 4 月 鹿児島県農政部畜産課

内容

【様式編】

■飼養衛生管理基準チェック表	1
■(別記様式1)CSF予防的ワクチン接種プログラム	16
■(別記様式2)免疫付与状況確認検査報告	23
■(別記様式3)ワクチン接種実績報告	24
■(別記様式4)異常豚の届出を受けた際の報告	25
■事前準備チェック表	26
■立入調査票	28
■ (別記様式5) 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)	32
■(別記様式6)病性鑑定依頼書	33
■CSF初動防疫事前調査票	34
■各班業務チェック表	36
■(別記様式7)プレスリリース	40
■(別記様式8)と殺指示書	42
■家畜評価記録簿	
■物品評価記録簿	
■移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷に関する協議書	45
■搬出制限区域内の豚等のと畜場への出荷に関する協議書	49
■制限区域外の豚等のと畜場への出荷に関する協議書	53
■制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動に関する協議書	56
■制限区域外の豚等の死体の処分のための移動に関する協議書	
■移動制限区域外の家畜等の通過に関する協議書	
■道路占用許可申請書	67
■道路使用許可申請書	68
■車両消毒記録表	69
■車両消毒済証明書	70
■疫学関連家畜等調査票	71
■疫学関連家畜等移動制限の指示書	73
■疫学関連家畜等移動制限の解除通知書	
■発生状況・清浄性確認臨床検査台帳	76
■(別記様式9)受領書	77
■ (別記様式 10) CSF予防液使用報告書	
【資料編】	
●資料1 CSFとは	79
●資料2 CSF防疫対応タイムスケジュール(異常豚通報~防疫措置開始まで)	81
●資料3 対策本部の運営と役割(県、現地、地域、振興局、市町村、団体等)	85
●資料4 CSFに対する本県の防疫体制について	91
●資料5 標準的な埋却溝の必要面積イメージ	96
●資料 6 病性鑑定立入時に家畜防疫員が現地に携行する用具	98
●資料7 検体の採材について	99
●資料8 航空機用輸送容器への検体包装手順	100
●資料 9 貨物案内図	101
●資料 10 患畜及び疑似患畜決定までに作成する資料の例	102

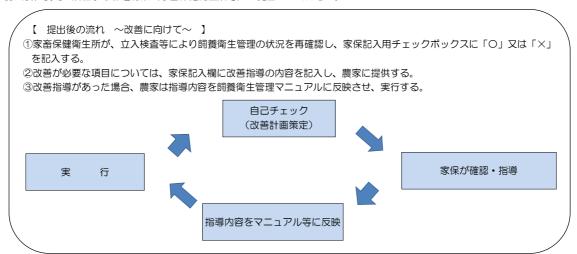
●資料 11	発生農場と埋却場所における必要防疫資材一覧104
●資料 12	発生農場初動防疫に係る配置・動員体制(肥育豚 2,000 頭規模)112
●資料 13	初動防疫に要する人員例(肥育豚 2,000 頭規模)113
●資料 14	発生農場初動防疫に係る配置・動員体制(母豚 200 頭規模)116
●資料 15	初動防疫に要する人員例(母豚 200 頭規模)117
●資料 16	初動防疫(農場,埋却地)に係る規模別の動員数例120
●資料 17	豚の評価額の算定方法121
●資料 18	消毒ポイント必要物品表124
●資料 19	消毒ポイント配置図(例)125
●資料 20	患畜に接触したおそれのある豚等の追跡 126
●資料 21	制限区域解除における清浄性確認検査注意事項について127
●資料 22	消石灰を取り扱う際の注意128
●資料 23	畜産農家の皆様へ129
●資料 24	飼養衛生管理基準(ハード,ソフト)129
●資料 25	ネズミ対策,ラットサインを探しましょう132
●資料 26	鹿児島県疫学検討チームによる疫学調査に関する事項 134
●資料 27	家畜保健衛生所等連絡先一覧 135
●資料 28	かごしま畜コミ・インフォ136

【様式編】

■飼養衛生管理基準チェック表

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況について、自己点検を行ってください。
- ・農場内が複数ある場合、農場ごとに作成してください。 ・1から40までの各項目の設問に対し、点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付け、 回答してください。
- 「いいえ」と回答した項目については、農家記入欄に今後の改善方針を記入してください。
- ・記入後、農場が所在する都道府県(家畜保健衛生所等)に提出してください。



- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1~12】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の進入防止【項目13~24】
- Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保【項目25~34】
- Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防【項目35~40】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源(一覧表)

	感染源		対策の実施場所(衛生管理区域内)				
分類	境界 種類(代表例) <u></u> 敷地		#h+h	関連施設	畜舎		
力規	程規 (1 (2文[9])	入域時	出域時	EXILE		₩0	
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26	
	車両、重機	17	36			28	
物品	器具、機材	18 19	37 39	28	27	27 28	
	飼料、敷料	20 21 22				20	
	野生いのしし	23					
野生動物	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31	
到土地机	野鳥				29 30	29 30	
	はえ、ダニ				31	31	
飼養環境	土壌、粉塵			32	33	33	
**	死体、排せつ物		38 39	38	33	33	
家畜	豚、いのしし	24	39 40			34 39 40	

〇 基本情報

記入年月日				
農場名 (住所)				
所有者	氏名	住所	メールアドレス	電話番号
別包包				
衛生管理区域名 (住所)				
◇司懿/您什/您T田⇒¥	氏名	住所	メールアドレス	電話番号
飼養衛生管理者				

(0)	BETS 7 TO	100	しの場合
(2)	おなない	יטנטוי	しい場合

「 家畜防疫に関する基本事項			家保 チェック ポックス
1 家畜の所有者の責務			
(1) 本基準を含む関係法令を遵守している	はい	いいえ	
農家記入欄	.1	L	
内容を理解している関係法令:			
家畜伝染病予防法 飼養の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 獣医師法			
水質汚濁防止法 家畜排せつ物の管理適正化及び利用の促進に関する法律 悪臭防止法			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性に及び安全性の確保等に関する法律			
(2) 農場の所在地域にある家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、家畜の衛生管理の実践に努めている	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)	.1	L	
協力者: 地域の他の農家 獣医師 飼料会社 その他()			
(3) 所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあっては、常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について確実に 当該飼養衛生管理者に実施させている はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄(はいの場合)		L	
常時可能な連絡体制: 携帯電話 事務所電話 メール その他()			
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び実践			家保 チェック ボックス
(1) 家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認している	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)	.4	L	
情報の把握方法: 家保からの情報メール 広報誌 FAX HP その他()			
(2) 家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に 関する情報を積極的に把握している	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)	.1	L	
情報の把握方法: 農林水産省HP 講習会() その他()			
(3) これらの情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理状況を定期的に点検し改善を図っている	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)	1	L	
点検の頻度: 年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他()			
(4) 農場の最新の防疫体制を確認できるよう、飼養衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した 農場の平面図を作成し、備えている	はい	いいえ	
読成のケー回ると「ドルら、	.1	L	
農家記入欄(今後の改善方針)			
中口871 機 / 小羊七道の内の)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
SWIN III (431549)31)			

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
(1) 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している	はい	いいえ	
(2)マニュアル作成に当たっては、獣医師等専門家の意見を反映させている	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)	L	I	
マニュアル作成に当たり誰に意見を求めたか: 家保 管理獣医師 その他()			
(3) 従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置 を講じている 農家記入欄(はいの場合)	はい	いいえ	
遵守及び周知の方法: 冊子の配布 看板の設置 その他()			
(4) 家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)	L		
周知の方法: メール 電話 印刷物 その他()			
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
4 記録の作成及び保管			家保
			チェック ポックス
以下に掲げる各事項に関し、記録を作成しているか(保存は少なくとも1年間)を「はい」又は「いいえ」で回答してください。	г	1	
(1) 衛生管理区域に立ち入った者(当該農場の従事者を除く。)の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的 (所属等から明らかな場合を除く。)及び消毒の実施の有無(車両を入れる者にあっては、当該車両の消毒の有無を含む。)	はい	いいえ	
(2) 消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入している	はい	いいえ	
(3) 衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合の、過去一週間以内に滞在した全ての国 又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	
(4) 従事者が海外に渡航した場合の、その滞在期間及び国又は地域名	はい	いいえ	
(5) 導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	
(6) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	
(7) 飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無並びに異状がある場合の、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬 その他の処置の状況	はい	いいえ	
(8) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)	L	L	
家保記入欄(改善指導の内容)			
③休息へ欄(以告担等の内合)			
5 通報ルールの作成等			
飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者等(当該大規模所有者以外に飼養衛理者がある場合にあっては、当該大規模所有者及び管理者。)の許可を得す、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。 第2章記載者は、といる場合会	はい	いいえ	
農家配入欄(はいの場合) 周知方法 : 農場マニュアル			
週刊が近点 ・ 展場ヤーゴアル			
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			

C 新在2012年11日 1000年11日 1000年1		
6 獣医師等の健康管理指導		
(1) 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定めている	はい	いいえ
農家記入欄(はいの場合)		
担当獣医師名又は診療施設名:		
担当獣医師又は診療施設の連絡先:		
(2) 定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けている	はい	いいえ
農家記入欄(はいの場合)		L
指導(立入)頻度: 年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他()		
記録の有無: なし あり(記録表 カルテ カレンダー その他())		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
7. 命方下法点。8%4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		7 1
農林水産大臣が指定する地域において、追加措置を講することとなる、以下の項目について、平時からその取組内容を習熟している	はい	いいえ
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
22 安全な資材の利用 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用		
28 畜舎外での病原体による汚染防止 農家記入欄(はいの場合)		
習熟・周知方法 : 農場マニュアル		
表表記入欄(今後の改善方針)		
XXVIII/\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
家保記入欄(改善指導の内容)		
8 衛生管理区域の設定		
(1) 農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定している	はい	いいえ
(2) 衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等により明確に分かるように区分している	はい	いいえ
農家記入欄 ■衛生管理区域境界の対策		
電気柵(破損:なし あり、漏電:なし あり、高さ:1段 cm、2段 cm、3段 cm)		
ワイヤーメッシュ (破損:なし あり、 下の隙間:なし あり 、 高さ cm)		
消石灰帯 (設置: なし あり、 幅 m) 、 その他 ()		
方法: 柵 ローブ 三角コーン 垣根(プランター)		
その他 ()		
立入禁止看板:あり なし		
(3) 衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所及び家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換	I I I.)	いいえ
(畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。)を行わずに行動する範囲の全てを網羅している ※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること		L
畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定: 設定している 設定している		
		
(4) 出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持ち込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定している	はい	いいえ
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		

9 放牧制限の準備		
放牧の停止又は制限があった場合に家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を購じている	はい いいえ 該当しない	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
10 埋却等の準備	家保 チェック: ボック:	∉ ック フス
死体の処理に必要な埋却の用に供する土地(豚等(月齢が満三月以上のものに限る。) 一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。) の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている	はい いいえ	
要家記入欄		_
埋劫場所:		
埋却地(面積): m ²		
埋却地を確保できない場合の代替方法:		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
11 愛玩動物の飼育禁止		
衛生管理区域内では、猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼育をしていない	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		_
家保記入欄(改善指導の内容)		
12 密飼いの防止		
ウ タの油は「飛り棚を口ばせトニれ頃的れ山松内寺ですの墓」 プリカリ	(H) (1) =	1
家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない 農家記入欄	はいいれえ	╝
1 頭当たりの面積: 種豚 m ² 、 肥育豚 m ²		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		

「 衛生管理区域への病原体の侵入防止		家保 チェック ボックス
13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
(1) 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている	はい いいえ	
農家記入欄(はいの場合)		
方法: 門 ローブ 立入禁止看板の設置 その他()		
(2)衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置 その他の必要な措置を講じている	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者(当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料連搬業者 その他の畜産関係者を除く。)並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)	L	
家保記入欄(改善指導の内容)		
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
(1)衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している	はい いいえ	
農家記入欄(はいの場合)		
消毒設備 : 設置されたスプレー 携行したスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他()		
(2) 立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
参いたのし/1間 (以口は母ッル3日/		
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用		
(1)衛生管理区域の専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服を含む。) なび数 (後生管理区域の専用の衣服(衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服を含む。)	はい いいえ	
及び靴(衛生管理区域に立ち入る際に着用している靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。)を設置している 農家記入欄(はいの場合)		Ш_
従業員用: 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他()		
来場者用: 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他()		
(2) 衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを普実に着用させている	はい いいえ	
(3) 着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している	はいしいいえ	
農家記入欄(はいの場合) 保管方法: 屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他()		
MONTH EN CALIBRE EN (NA NA LA CARRA)		
(4) 更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行としている	はい いいえ	
(5) 衣服及び靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている	はいいいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
(1) 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している	はい	いいえ
農家記入欄(はい場合)	.L	L
設置状況: 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯(幅 m)		
その他(
消毒薬名: 、希釈倍数		
(2) 車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせている	はい	いいえ
(3) 衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を 防止するだめの措置を講じさせている 農家記入欄(はいの場合)	はい	いいえ
具体的な措置の内容: 農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他()		
農家記入欄(今後の改善方針)		
VIII () CE O AN CI J 3917		
家保記入欄(改善指導の内容)		
SWOOD VIII (ACTIONAS)		
18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
(1)他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない	はい	いいえ
(2) やむを得す持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている はい	いいえ	該当しない
農家記入欄(はいの場合)		L
対象物品:		
消毒の方法:		
消毒藥名: 、希釈倍数		
その他必要な措置:		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
(1) 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない	はい	いいえ
(2) やむを得す持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている はい	いいえ	該当しない
農家記入欄(はいの場合)		
対象物品:		
消毒の方法:		
消毒薬名: 、希釈倍数		
その他必要な措置:		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		

20 飲用水の給与			
飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外を給与する場合には、これを消毒している	はい	いいえ	該当しない
農家記入欄(はいの場合)	- I	L	I L
飲用水 井戸水(異物混入: なし あり) 湧水(異物混入: なし あり)			
その他()			
消毒を常時実施: 実施していない 実施している			
消毒薬名: 、希釈培率 農家記入欄(今後の改善方針)			
成今の八個(フログルログリョン)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
多体の人間(以音は多りだら)			
21 処理済みの飼料の利用			
(1) 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が 行われたもの (機拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の加熱処理) を用いている	はい	いいえ	該当しない
農家記入欄	.l	I	.l
食品循環資源 (※) の飼料原料としての調達 : なし あり (具体名:)	
食品循環資源の収集方法 : 自分で収集 排出元が配達			
食品循環資源の導入元:			
動物由来品(※)の含有(可能性も含む) : なし あり(具体名:) 不明			
動物由来品が含有していることの記録(導入元との契約書類等) : なし あり(具体的書類)			
農場での加熱方法: 鍋で煮る 蒸す 焼く その他()			
農場での加熱状況: 温度 時間 農場での加熱状況の確認方法: 温度計で手動計測(頻度 計測部位) 自動計測 その他()			
))		
機能が (のが)のでは、	, ,		
※食品循環資源:食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯等をいう。			
動物由来品:対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等(既に加熱されているか否かに関わらず)。			
ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。	1	I	r
(2) 加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている	はい	いいえ	該当しない
(3) この処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込んでいない	はい	いいえ	該当しない
(3) この処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込んでいない 農家記入欄(今後の改善方針)	はい	いいえ	該当しない
	はい	いいえ	該当しない
	はい	いいえ	該当しない
農家記入欄(今後の改善方針)	はい	いいえ	該当しない
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容)	はい	いいえ	該当しない
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容) 22 安全な資材の利用	lativ	いいえ	該当しない
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容)	はい		製造しない
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容) 22 安全な資材の利用 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、 指導に従っている			
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容) 22 安全な資材の利用 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、 指導に従っている 農家記入欄(はいの場合)			
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容) 22 安全な資材の利用 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、 指導に従っている 農家記入欄(はいの場合) 対象飼料、敷料:			
農家記入欄(今後の改善方針) 家保記入欄(改善指導の内容) 22 安全な資材の利用 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、 指導に従っている 農家記入欄(はいの場合) 対象飼料、敷料: 家保の指導内容: 加熱 消毒 一定期間の保管 その他()			
農家記入欄 (今後の改善方針) 家保記入欄 (改善指導の内容) 22 安全な資材の利用 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、 指導に従っている 農家記入欄 (はいの場合) 対象飼料、敷料: 家保の指導内容: 加熱 消毒 一定期間の保管 その他 ()			

23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止			家保 チェック ボックス
(1) 衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置その他必要な措置を講じている	はい	いいえ	
(2) 防護柵は、野生いのしし等のくぐり抜けを防止できると認められる は	ハーいいえ	該当しない	
(3) 放牧場等の屋外飼育施設は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策を購じている	ハーいいえ	該当しない	
(4) 定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損固所を修繕している	はい	いいえ	
(5) ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講じている	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)			
具体的な措置の内容: 除草剤の散布 草刈り その他()			
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			
24 家畜を導入する際の健康観察等			
(1) 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している	はい	いいえ	
(2) 導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触 させないようにしている	はい	いいえ	
農家記入欄(はいの場合)			
隔離方法 : 隔離豚舎 - 隔離豚房 - その他()			
農家記入欄(今後の改善方針)			
家保記入欄(改善指導の内容)			

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		家保 チェック ポックス
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒		
(1) 畜舎の入口付近に消毒設備を設置している 農家記入欄(はいの場合)	はい いいえ	
消毒設備 : 設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他()		
(2) 立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
(1) 畜舎ごとの専用の衣服(大臣指定地域に限る。)及び靴を設置している	はい いいえ	
農家記入欄(はいの場合)		
従業員用: 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他()		
来場者用: 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他()		
(2) 畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている	はい いいえ	
		\vdash
(3) 更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないよう、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している	はいいれえ	
農家記入欄(はいの場合) 保管方法: 屋内 屋外(専用保管箱) 屋外(ブルーシート等で被覆) その他()		
(4) 更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行としている	はいいいえ	
(5) 畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている 又は専用の靴の履き替えその他の必要な措置を講じている 農家記入欄(はいの場合)	はい いいえ	
具体的な措置の内容: 畜舎の内外で作業する者をわけている 専用靴の履き替え その他()		
(6) 衣服及び靴に排泄物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている	はい いいえ	
農家記入欄(はいの場合)		
洗浄・消毒の頻度:		
消毒薬名: 、希釈倍数: 農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
27 器具の定期的な清掃又は消毒等		
(1) 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的にしている	はい いいえ	
農家記入欄(はいの場合)		Щ
清掃の頻度: 年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他()		
消毒の頻度: 年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他()		
消毒薬名: 、希釈倍数:		_
(2) 注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具 その他の物品にあっては一頭ごとに交換又は消毒している 農家記入欄(はいの場合)	はいいえ	
方法: 交換 消毒(消毒薬名: 、希釈倍数:)		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		

28 畜舎外での病原体による汚染防止				家保 チェッ ボック
(1) 家畜の飼養管理に必要のない物品を畜舎に持ち込んでいない				はい いいえ
(2) 大臣指定地域においては、家畜の畜舎間移動時に屋根、壁等により 洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用している	野生動物等による病原体の)侵入を防止できる畜舎間	通路、	はい いいえ 該当しない
農家記入欄(はいの場合)				
措置の内容: 畜舎間通路 ケージ リフト	その他()		
(3) 大臣指定地域においては、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合に	は、畜舎の出入口付近にお	おいて洗浄及び消毒をして	いる	はい いいえ 該当しない
農家記入欄(はいの場合)				
消毒消毒(消毒薬名: 、希釈倍数:)			
農家記入欄(今後の改善方針)				
家保記入欄(改善指導の内容)				
29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕				
(1) 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入 ニセンチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認め			t)r	はい いいえ
農家記入欄 ■畜舎内への侵入防止対策 なし ウィンドレス(隙間: なし あり(対策:))		
壁または窓(破損: なし あり(対策:))		
ネット (網目: cm、破損: なし あり (対策:))		
金網(網目: cm、破損: なし あり(対策:))		
消石灰帯(設置: なし あり(幅 m))	その他()		
■排泄物保管場所の対策 (1)排泄物処理方法 : 堆積 コンポスト 共同 (2)野生動物の侵入防止対策]処理施設への搬出	その他()	
なし 屋内保管(隙間: なし あり(対策:))		
ネット(網目: cm、 破損: なし あり(対策:))		
ブルーシート その他()				
■資材保管場所の対策				
なし 屋内保管(隙間: なし あり(対策:))		
蓋付容器 ネット(網目: cm、破損: なし	あり(対策:))	
ブルーシート その他()				
■死体の保管場所の対策●死体の処理 豚(哺乳順):化製処理(業者名:)その他()		
豚(肥育豚):化製処理(業者名:)その他()		
下(成 下):化製処理(業者名:)その他()		
●死体の保管) =:=±	# /+*****	
なし 屋内保管(隙間: なし あり(対策: ネット(網目: cm、破損なし あり(対策:)) コンテナ	蓋付容器	
ブルーシート その他()	•			
■その他(必要に応じて記載)				
施設の種類:				
具体的な進入防止対策:				
(2) 定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞	なくその破損個所を修繕し	 ノている		はい いいえ
農家記入欄(今後の改善方針)				
家保記入欄(改善指導の内容)				

30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止		家保 チェック ポックス
畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
31 ねずみ及び害虫の駆除		家保 チェック
(1) ねずみ、はえ等の衛生動物の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている	はい いいえ	ボックス
農家記入欄(はいの場合)		
ねずみ駆除対策 : 殺鼠剤 粘着シート その他()		
書虫駆除対策 : 殺虫剤 粘着シート その他()		
(2) 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
(1) 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている	はい いいえ	
(2) 病原体の残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓している	はい いいえ	
(3) 敷地を定期的に消毒している	はい いいえ	
農家記入欄		
雑木・雑草等の有無: あり なし		
整理整頓されていない資材等の有無: あり なし		
消毒の頻度: 年10 半年に10 月10 週10 その他()		
消毒薬名: 、希釈倍数:		
農家記入欄(今後の改善方針)		
家保記入欄(改善指導の内容)		
33 畜舎等施設の溝掃及び消毒		
畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を3の規定によるマニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		ш
家保記入欄(改善指導の内容)		
34 毎日に健康観察		
毎日、飼養する家畜の健康観察(出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。)を行っている	はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)		ш
家保記入欄(改善指導の内容)		

Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防	家保 チェック ポックス
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	
(1) 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している はい いいえ	
農家記入欄(はい場合)	
(15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要)	
消毒設備 : 設置されたスプレー 携行したスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用	
その他 ()	
(2) 退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)	
家保記入欄(改善指導の内容)	
SWIDTIN (WEIEGNEE)	
36 衛生管理区域から退出する車両の消毒	
(1) 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置している、又は消毒機器を携行している はい いいえ	
農家配入欄(はいの場合)	
(17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要) 設置状況: 車両消毒装置 動力噴霧器 蓋圧式噴霧器 消石灰帯(幅 m)	
放風水が・ 早間用母衣屋 動力嗅務的 竜圧取喫務的 用石以市 (幅 III) その他 ()	
消毒薬名: 、希釈倍数:	
(2) 車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせている はい いいえ	
農家記入欄(今後の改善方針)	
家保記入欄(改善指導の内容)	
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	
家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置 はい いいえ を購じている	
農家配入欄(はNの場合) 対象物品名:	
消毒薬名: 、希釈倍数:	
農家記入欄(今後の改善方針)	
家保記入欄(改善指導の内容)	

8 家畜の出荷又は移動時の健康観察		
(1) 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している	はい	いいえ
2) 家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている	はい	いいえ
農家記入欄(はいの場合)		
漏出防止方法: 屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他()		
家記入欄(今後の改善方針)		
保記入欄(改善指導の内容)		
9 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
1)飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている	はい	いいえ
農家記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法 : 農場マニュアル 貼紙 ロ頭周知 その他()		
2)また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている	はい	いいえ
3) 必要がないにもかかわらす、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている	はい	いいえ
保記入欄(改善指導の内容) 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
1) 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合 (その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。)には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家 畜保健衛生所の指導を受けている	はい	いいえ
2) 当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている	はい	いいえ
3) 当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこととしている	はい	いいえ
	はい	いいえ
4)飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている		
農家記入欄(はいの場合)		
農家記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法 : 農場マニュアル		
家記入欄(今後の改善方針)		
農家記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法 : 農場マニュアル 貼紙 ロ頭周知 その他()		
農家記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法 : 農場マニュアル 貼紙 ロ頭周知 その他 () 家記入欄(今後の改善方針)		
農家記入欄(はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法 : 農場マニュアル 貼紙 ロ頭周知 その他 () 家記入欄 (今後の改善方針) 保記入欄 (改善指導の内容)		
農家記入欄 (はいの場合) 従業員がいる場合の周知方法 : 農場マニュアル 貼紙 ロ頭周知 その他() 家記入欄 (今後の改善方針) 保記入欄 (改善指導の内容)		

巡回者

■ (別記様式1) CSF予防的ワクチン接種プログラム 別記様式1

CSF予防的ワクチン接種プログラム 都道府県名

①	接種命令	令の対象区均	を の 値	節囲及び範囲の考え方		
	接種命令	命の対象区域	1			
1	範囲	の考え方				
2	接種開始	始及び初回接	種籍	終了予定時期		
_	接種開	始予定時期				
4.00		終了予定時期				
		-111		なるワクチン数量の見込	. <i></i>	
		東頭数(初回)		Purpose and Control of the Control o	HEATER OF THE SEC MAN	7. 77.777.05.300.4
	月	戸数		接種対象頭数をカバー	するワクチン数	備考
ヮ						
ク						
チン数量見込				8		
数						
量						
見込						
とみ						
	- 計像です	d: ch ! − + \ ! + Z	310 Ac	の接種の進ん士/史玄明	一点号の残児も合む	
4	刈家区	乳内1-617 る	辰塚	の接種の進め方(家畜隊	7投具の催休を召む。)
S):	ま 節7条1	こ基づく標識	ወ	法		
	(A) (A)	〜金ン (水酸	<i></i>	IA		
6	接種農均	場の出荷先と	なる	と畜場		
10		県内				
	県外	接種地域	ţ			
38	NE VI	非接種地	域			36

⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項
⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制
⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

からは

	COI .	ע ע נאנשין	/ -	フラダイモンロノフロ		Ma Mr. H	OOM
1	接種命令	令の対象区均	の	範囲及び範囲の考え	方		
接種命令の対象区域				〇〇県〇〇市、△△	」。日日町(〇)	〇地域、C)〇地域に限る)
範囲の考え方				例:県内において、C	生イノシシの生息 をえ、〇〇市、△ 種区域に設定す 上接種地域は、(に関てられている。 養衛生管理基準 子を徹底が図られ を針第3-3の2	状況、行 △町、□[る。 ○○川、国 の遵守の っているこ (2)参照)	動範囲及び山林等 コ町(〇〇地域、〇 道〇号線及びJR 状況を記載し、飼着 とが明らかになる。
(2)	接種開始	出及び初回接	種	終了予定時期			
	接種開	始予定時期		令和元年10月下旬			
初	回接種	終了予定時期	胡	令和元年11月下旬			
3	接種対象	象頭数及び必	要	となるワクチン数量の	見込み		
	接種対象	東頭数(初回)		70戸 4,000頭 (接種に必要なワクラ	チン数量〇本)		生産者の情報を元に)見積を作成)
	月	戸数		接種対象頭数を力	バーするワクチン	ン数	備考
	10月	70戸		4,000頭	〇本		初回接種
ヮ	11月	60戸		200頭	〇本		
ク	12月	60戸		200頭	〇本		
チ	1月	60戸		200頭	〇本		
ン	2月	60戸		200頭	〇本		
数	3月	60戸		200頭	〇本		
量	4月	70戸		700頭	〇本		1
見	5月	60戸		200頭	〇本		令和2年4月
込	6月	60戸		200頭	〇本		以降のワクチ
7	7月	60戸		200頭	〇本		ン数は参考数 _
	8月	60戸		200頭	〇本		値
	9月	60戸		200頭	〇本		
4	对象区域	國内における	農場	陽の接種の進め方(家	を 番防疫員の確保	呆を含む。	

対象区域内に豚飼養農場は、〇戸(養豚〇戸、愛がん〇戸・・・)所在しており、全農場計〇戸について接種する。農場でワクチン接種を行う防疫員は、県内の防疫員〇名のほか、県外の家畜防疫員〇名の派遣(〇年〇月~〇年〇月)要請により確保予定。

接種は、1農場につき1班(獣医師2名、補助2名)で行ない、同日に複数農場を巡回しない。 ※マップ添付(県全域航空写真に農場プロット、農場名、接種予定日が記載されているもの。

⑤法第7条に基づく標識の方法

ワクチン接種豚については、接種豚の接種状況を正確に記録し、出荷の際には、スプレーで背部に「V」を赤又はピンク(蛍光色)のスプレーでマーキングし、接種豚であることが明確に判別できるようにする。

⑥ 接種農場の出荷先となると畜場

	県内	OO県	〇〇食肉センター	
県外	接種地域		〇〇食肉センター 〇〇食肉センター	
宗71	非接種地域	OO県	〇〇食肉センター	

※県内のと畜場は全て接種地域。

(注)事前に交差汚染防止対策等の実施状況等及び出荷先の出荷の同意について確認 済みであることが必要

⑦ ワクチン接種に係る正確な情報提供に関する事項

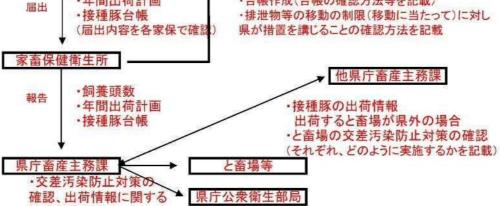
(記載例:できるだけ具体的に記載のこと)

市町、JA等の関係機関に対し、各農場のワクチン接種開始時期について周知する。 接種豚の出荷開始に際しては、プレスリリースを行って広く県民に周知するとともに、CSFワク チン接種による人体への影響が無いことを県のwebサイトを使った広報に努める。 また、生産者や獣医師に対し、説明会を開催し、ワクチンの正しい使用法やワクチンの性能等 について改めて説明するとともに、接種後に必要となる措置について十分理解いただく。

このフローは記載すべき内容を網羅する趣旨で示したものであり、担保する体制を具体的に記載) 指導 • 飼養頭数 •年間出荷計画

⑧ 接種区域における遵守事項の実施を担保する体制

- ・出荷時のマーキング(具体的実施方策を記載)
- ・台帳作成(台帳の確認方法等を記載)
- ・排泄物等の移動の制限(移動に当たって)に対し



情報提供 (注:このフロー図によらず、遵守事項の実施を担保する体制及び実際に措置の内容を記載することも可)

⑨ その他ワクチン接種に当たり講じる措置の内容

ワクチンの免疫付与状況確認検査の実施

ワクチンを接種した全農場については4か月に1回、ワクチンの有効性を確認するための抗体 検査を実施する。材料については、ワクチン接種後少なくとも2週間経過していることを確認豚舎 あたり15頭(15頭に満たない場合は全頭)を採材し、抗体検査を実施する。なお、当該検査にお いて、ワクチン接種した豚の抗体価の上昇が確認されなかった場合、当該豚が使用されていた 豚舎の全頭について追加ワクチンを接種する(当該検査で抗体陽性を確認した豚が除く)。

·ワクチン保管及び使用資材の廃棄について

ワクチンは接種を担当する家畜保健衛生所において、県庁畜産課から配分された数量につい て適切に冷蔵保存を行う。ワクチン接種に使用した資材及びワクチンの瓶については、全て家 畜保健衛生所に持ち帰り、焼却等適切な処理を実施。また、開封済みワクチンについても、同 様に処理。

- 生産者から徴収する手数料の額
- 必要となる資材(注射器等)の確保 等

豚熱に関する特定家畜防疫指針第3-3の5(1) に基づく事前届出書

+8	ш	左		
1疋	ш	年	л	i

農場名	i				
農場住	所				
飼養者	氏名				
飼養状	況	飼養頭数	0 頭	繁殖雌豚	0 頭
/△≠n=				繁殖候補豚	0 頭
	ルギロ 3現在			種雄豚	0 頭
705	15亿1工			肥育豚	0 頭
				子豚	0 頭
				その他	0 頭
I		時の留意点			
	プログラ				
標識	の手法				
投 動σ	等理(注·-のうた 当該	農場で管理が	「必要となる物品につし	(アー記載)
19 到 U.) 6 - 1 (.	圧・この プラ、ヨ 政	辰物で自任だ	でと女になる物面につ	
1 1) 4	生きた服	X			
_		•)農場 豆	頁(接種地域内) 頭	[/年]
ı				外)出荷見込み頭数	」 頭/年
				出荷先のと畜場が所在する	
	交差汚	染防止実施の確認を	と要請し、確認を	を受ける。	
2 1	当該農り	場で採取された精液	液及び受精卵	<u> </u>	
貝	反売計画	画 精液 🧦	本、受精卵	個(接種地域内)	
3	豕等の?	死体			
拼	般入先:	〇〇化製場(接種	地域内、接種	重地域外)	
4)	豕等の排	非泄物の処理			
1 .	见理方 》)	
	多動先:		热堆肥処理後	は除く)	
	敦料の外				
· ·	见理方 》	`)	
1 ~ :	多動先:		热堆肥処理後	は除く)	
1 -		る 音飼養器具等の	処理		
🧖	见理方 》	去()	
スの世	改善力量	丁古			
てい他	遵守事	*块			
			確認家	畜防疫員⋅氏 名	

CSF予防的ワクチン接種プログラム 農場シート(イメージ)

農場名	322	豚舎数	その他の事項
住所			
所有者氏名		利用と畜場	
関連農場			

接種する家畜防疫員	子豚 (接種対象 果内 (接種対象 県内 (接種対象 県外 (株積分 (株積分							
接種内訳	肥育 (接種対象) (排		y :					
接	繁殖素豚 種雄雄					-		
	繁殖雄 繁					3 3	2 2	e e
	接種頭数	0	0	0	0			
	区分	初回	追加	追加	6か月			
	接種予定日	ОЯОВ	ОЯОВ	ОЯОВ	ОЯОВ			

雏兆

免疫付与状況確認検査スケジュール

				検査	検査内訳			
検査予定日	採材頭数	繁殖雌	繁殖素豚	種雄雄	肥育 (接種対象)	子豚 (接種対象 外)	その他	備考
ОЯОВ								〇豚舎採材
ОЯОВ								
ОЯОВ								44
OHOB								
						· 1		
								8 10
			53					

※と畜場への出荷計画については、別添参照

CSF予防的ワクチン接種に係る必要資材

初回接種分

初回接種分 資材名	必要数	単価	金額	備考 1農場あたり〇個使用。
X III B	222	7-100	JE UK	1農場あたり○個体田
	*	249	- 	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
	7	3040	_	
		- 144		
		1.00		
		545		
			ii.	
			+	
				-
		30.00		
	*	44 000	ľ	
	*			
				-
	;8			
	545 	- 4		<u> </u>
	*	- 4		
	*	***	<u> </u>	:
	-9	399	· ·	
			-	
		V		
		7000		
		1		
	7	100	i i	<u> </u>
	<u> </u>	90	_	
			-	
	5			
	*	- 1		*
		-		*
				-
			_	-
		1		
	*	7.20		1

免疫付与状況確認検査報告

都道府県名:

		陽性率							7		
	その他	陽性頭数			5 H		2			5	
		検査頭数						22		4	
*		陽性率						0 1			
抗体検査結果※	肥育豚	陽性頭数									
抗		検査頭数									間 本 事 院 才 杞 十
		陽性率									50000
	繁殖豚	陽性頭数									繁殖素豚を指す。
		検査頭数									種雄豚、豬科鱼吃
	検査戸数										CORRECTORS IN THE
	検査年月										※繁殖豚は、

■ (別記様式3) ワクチン接種実績報告

都道府県名:

別記様式3

ワクチン接種実績報告

その他 接種頭数内記 重雄豚 | 肥育豚 ワクチン接種の詳細 種雄豚 繁殖雌豚 接種戸数 残数 廃棄数 接種数 ワクチンの使用実績 払出数 納入数 所有数 (前月繰越) 接種年月

■ (別記様式4) 異常豚の届出を受けた際の報告

(別記様式4)

異常豚の届出を受けた際の報告

毎	児島	山目	\cap	へは	李	ᄱ	/建	待	生	葃
ルじ.	ノし 占	ᄀᅑ	\mathbf{C}	し 🤊	\sim \blacksquare		甦	押」	ㅗ	17

1	届出受理	皇年月日時間:	年	月	日	時	分	
2	届出者 氏 住	-				業: 番号:)
3	異常豚の 住 所有者氏	所:			(電話	潘号:)
4	届出事項 (畜種別 飼養頭数 うち異常	 , 繁殖, 育成又は :	、肥育等	€の用途	別に聴	き取 <i>る</i>	らこと。)	
5	おおまか	いな症状,病歴及び	〝診療履	歴等:				
6	既に講じ	た措置:						
7	その他関]連事項(疫学情報	登等):					
8	届出者へ	・の指示事項:						
9	届出受理	者氏名:						
(1	処置)通報 所長:)現地調 氏名:		県畜産出発時	主務課	:			

■事前準備チェック表

事前準備チェック表

チェック	作業内容
	発生地(農場等)の概要
	1 所在地の確認
	2 場内畜舎配置の確認,埋却地の有無,面積,立地条件等
	3 その他 ()
_	制限予定区域の設定
	1 移動及び搬出制限区域の設定
	2 制限区域の境界の明瞭化
_	(市町村等の行政単位,道路,河川,鉄道等の確認)
	3 その他(
	周辺農場リスト等の作成
	1 周辺農場リストの作成
	(1)発生地から半径1km 以内の農場 (2)発動制限反対中の農場(光径3km)(系種別・円冷ずは)
	(2) 移動制限区域内の農場(半径3km)(畜種別、用途ごと)
	(3) 搬出制限区域内の農場(半径 10km)(畜種別, 用途ごと) (4) 移動制限区域内の大規模飼養農場
	(4)移動制限区域内の人衆候則食長場 2
	2 授予関連展場が入下の作成 3 その他())
<u> </u>	3
	地図の作成 1 発生地(農場等)の確認
	2 発生地(農場等)の畜舎等の配置図
	2 完工地 (展場寺) の曲音寺の配置図 3 制限予定区域全域の地図
	4 主要幹線道路が明瞭な拡大地図
	5 発生地と近隣の地図
	6 発生地から半径1㎞以内の地図
	フ 埋却予定地及び周辺の地図
	8 その他 ()
	必要事項の地図への記載
	1 発生地及び周辺農場
	2 畜産関連施設
	3 消毒ポイント予定地
	4 埋却予定地
	5 集合及び仮設基地
	6 防疫対策本部
	7 その他 ()
	現地対策本部に関すること
	1 現地対策本部の設置(県対策本部と同時)
	2 現地対策本部緊急防疫対策会議の開催
	防疫作業計画の策定
	(「CSF初動防疫事前調査」の結果を参考に策定)
	1 殺処分から移動制限の解除までの作業工程表の作成 2 知動防疫に関する手法等の等字
	2 初動防疫に関する手法等の策定 (1) 殺処分方法(薬液,電殺器,炭酸ガス等)
	(1)
	(2) 城山・連城万法(笛音がら遅却地よどの動縁、機材・重機等) (3) 清掃・消毒方法(使用薬液、散布方法、水源確認等)
	(3) 消冊・消毒ガム(使用来放)散刊ガム,水源唯誌等/ (4) 埋却方法(シート使用,ガス対策等),汚染物品処理方法
ΙH	(5)その他() 「使用、ガス対象等/、 万条物品を建力法)
	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>

事前準備チェック表

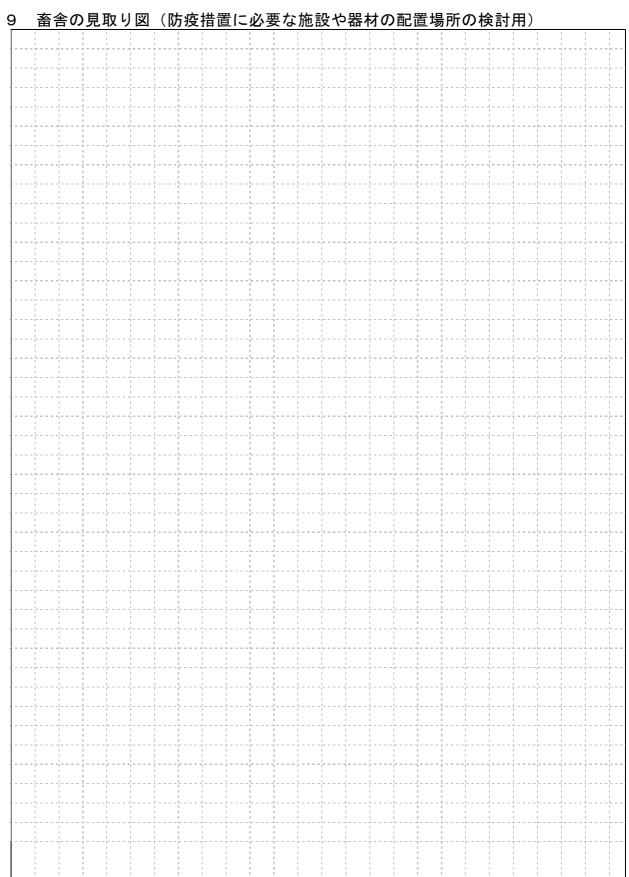
	畑アエツン衣
チェック	作業内容
	集合及び仮設基地の選定
	1 集合基地
	発生地 (農場等) に近く, 駐車場が広く, 多数の人員が収容できる場
	所(体育館、公民館等)
	2 仮設基地
	発生地(農場等)の隣接地で、コンテナやテント等を設置できる場
	所
	埋却予定地の選定
	1 発生農場の敷地内又は隣接地等とし、以下の条件を満たす場所
	(1)人家,飲料水(井戸),河川及び道路に接近しない
	(2) 日常,人及び家畜が接近しない
	(3)水源への影響がない
	(4) 最低4m程度の掘削が可能である
	(5)埋却後3年以上発掘禁止
	(6) 洪水, 崩落の可能性がない
	(7)機械(特に重機),資材の搬入が容易であること
	消毒ポイントの選定
	1 主要な幹線道路上(利用状況を勘案)で以下の条件を満たす場所
	(1) 大型車両の誘導,停止可能なスペースを有する
	(2) 車両の出入りに、視界が確保できる
	(3)交通渋滞を引き起こさない
	(4)機材等を設置できる
	(5) 周辺の環境(騒音・水質汚濁等)に十分に配慮すること
	(6)水の確保及び運搬方法
	2 制限区域内の高速道路等のインターチェンジ
	防疫措置従事者・資材確保の準備
	1 防疫措置従事者
	「CSF初動防疫に係る配置・動員体制」参照,下記項目必要人員
	数算出
	2 資材
	「発生農場と埋却場所における必要資材一覧」参照,下記項目必要
	資材数量の算出及び家保の備蓄状況の確認
	(1) 豚等の殺処分 (防疫措置従事者・資材)
	(2) 死体等の埋却 (防疫措置従事者・資材)
	(3) 消毒ポイント(28 日分) (防疫作業員 ・資材)
	(4) 発生状況確認検査 (家畜防疫員等・資材)
	(5) 防疫措置従事者等の人員を要請する関係機関への連絡準備
	(6) 資材注文・レンタルの連絡準備
	(7) その他 ()

■立入調査票

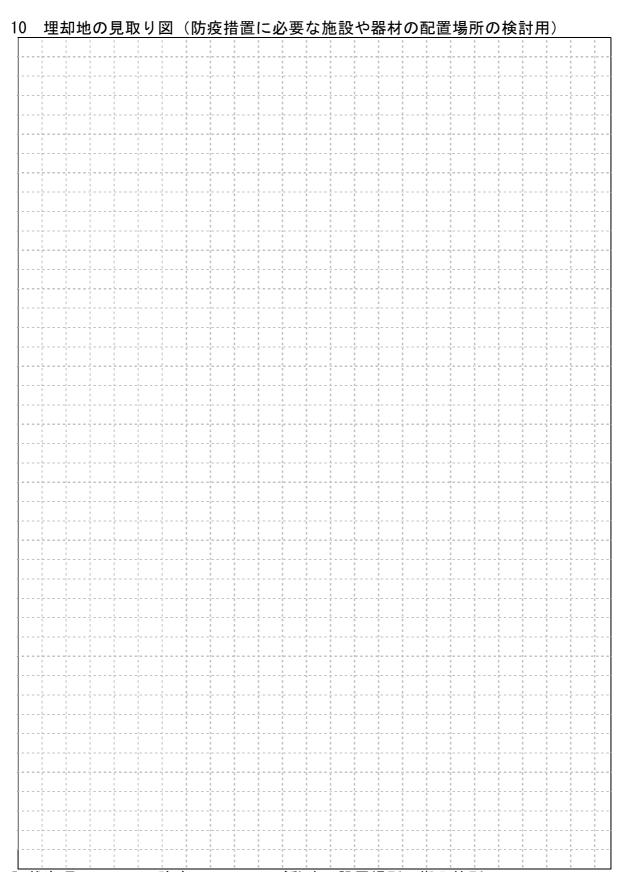
立入調査票

家畜防疫員 所属:

-m -	k m n+	/- -		-	,	n+	氏名:		
農	登日時: 場 名: 場住所:	牛	月	日()	-	分!!り相手:)
1	畜舎及び居 別紙のと		(山林,	畑,住	:居,道	道路から <i>σ</i>)距離等)		
2	畜舎及び付 別紙のと		の構造,	野生動	物の個	浸入対策な	よど		
3	ホイルロー	-ダー等	の農作	業用機械	の所有	す状況 ,重	₫機搬入σ)必要性及(ブ可能性
	機械名	所有台	数内	訳(大きさタ	ا (ا	必要台数		備考	
	ホイールロータ゛ー								
	ボブキャット		! !						
	フォークリフト		<u> </u>						
	ダンプトラック		-						
	ハ゛ックホー		<u> </u>						
	動噴・タンク		:						
	 重機の搬入:	 क हा - ह	: T 台b /						
4	注:道幅, 「 農場の所有 別紙のと	ī地,隣				道幅など	-		·
5	堆肥・敷料	∤・オガ	コ等のタ	残量					
	堆 肥								
	敷 料								
	オガコ								
6	濃厚飼料等	の残量							
	濃厚飼料								
7	埋却地の見 別紙のと								
8	放牧等の有 有・無		1 :			_ :	場所:		



記載事項:テント,防疫フェンス及び動噴の設置場所,搬出箇所 検討事項:殺処分の場所,方法及び動線



記載事項:テント,防疫フェンス及び動噴の設置場所,搬入箇所 検討事項:埋却溝の配置及び面積,死体等の投入方法,作業動線 ※埋却地が農場から離れた場所にある場合は,輸送経路図を別途作成する。

疫学調查票(過去28日間)

		(過去28日間)	
豚等の導入	日時	導入元, 頭数(連絡先)	運送業者(連絡先)
	日時	山芍生。西粉(洁奴生)	海光类字 (洁级生)
豚等の出荷	口时	出荷先,頭数(連絡先)	運送業者(連絡先)
	日時	立入範囲	連絡先
所有者・従業員の出入 り り			
	日時	立入範囲	連絡先
獣医師・指導員等の 出入り	HeA		定 が4.76
** /	日時	立入範囲	連絡先
業者(修理, 宅配, 郵便, 電気, ガス等), その他(来客等)の出入り			
	日時	購入元	連絡先
動物用医薬品		Allysys	X2-1470
	日時	購入元	運送業者(連絡先)
飼料運搬車			
	日時	購入元	運送業者(連絡先)
敷料運搬車			
排せつ物処理状況 (日時,運搬車両,搬 出先等)			
死亡豚等の処理状況 (日時、運搬車両、搬 出先等)			
	採精又は採卵日	出荷先	連絡先
精液及び受精卵			
給与飼料の情報 (飼料の産地、食品残 さ給与の有無等)			
海外渡航歴, 海外から の物品の有無等			
他農場との器具機材等 の共有	日時	<u></u> 	農場
		L	

■ (別記様式5) 異常豚が所在する農場等に関する疫学情報 (現地調査票)

(別記様式5)

異常豚が所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)

都 道 府 県:鹿児島県

家畜保健衛生所:〇〇家畜保健衛生所

担 当:

1 現地調査 日時: 年 月 日 時 分

2 豚等の所有者 住所:

畜舎の所在地(豚等所有者の住所と異なる場合):

氏名:

- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名:
- 4 家畜種及び飼養形態:
- 5 飼養頭数:
- 6 病畜頭数:
- 7 症状、病変及び病歴(経時的に詳細に記載):
- 8 病性鑑定材料(部位,検体数及び保管方法):
- 9 当面の措置状況(検体送付後の措置等):
- 10 過去 28 日間に当該農場に出入りした豚等の履歴:
- 11 過去 28 日間に出入りした人・車両の履歴及びそれらの巡回範囲
- (1)人(獣医師,指導員等):
- (2) 車両(家畜運搬車両, 飼料運搬車両, 死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両):
- 12 堆肥の出荷先:
- 13 精液及び受精卵の出荷先:
- 14 その他参考となる事項(周辺農場の戸数(3 km, 10 km), 周辺農場の豚等の様子等):

■ (別記様式6) 病性鑑定依頼書

(別記様式6)

病性鑑定依頼書

年 月 日

国立研究開発法人農業·食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門長 殿

鹿児島県〇〇家畜保健衛生所 所長 〇〇 〇〇 (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種(品種,性別,個体識別番号等を含む。)
- 2 鑑定材料(種類及び数量を含む。)
- 3 鑑定目的 CSFの診断
- 4 発生状況 別添のとおり(別記様式4を添付)
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

■CSF初動防疫事前調査票

評価台帳・座板・ボールペン

フレコンバック(500kg)

カメラ

·清掃 竹ほうき

一輪車

農場名称

CSF初動防疫事前調査票

調査者

啥の見取り図(テ	ント・防疫フェンス語	设置場所∙消毒	用動噴設置・搬出箇所明記)	
————————————————————————————————————	(清掃)			
必要資材	 ŧ(清掃)			
必要資材 ·消毒				
必要資材	(清掃) 袋, 逆性石けん	液 個		
必要資材 ·消毒		液 個		
必要資材 ・消毒 消石灰 ・殺処分			セット	
必要資材 ・消毒 消石灰 ・殺処分	袋, 逆性石けん・・前掛け・金ブラシ・		セット 本 30mlシリンジ	
必要資材 ・消毒	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20	コードリール		
必要資材・消毒・消石灰・殺処分電殺機・発電機10mlシリンジ	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20	·コードリール)mlシリンジ	本 30mlシリンジ	
必要資材・消毒・消石灰・殺処分電殺機・発電機10mlシリンジ注射針(18G)	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20 本 カ	·コードリール)mlシリンジ テラン針(18G)	本 30mlシリンジ 本 注射針(19G)	
必要資材・消毒・消石灰・殺処分電殺機・発電機10mlシリンジ注射針(18G)パコマ(18L)	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20 本 カ・	コードリール)mlシリンジ テラン針(18G) 本	本 30mlシリンジ 本 注射針(19G) マフロパン(20ml)	
 必要資材 ・消毒 ・治処分 電殺機・発電機 10mlシリンジ 注射針(18G) パコマ(18L) 豚保定機(豚キー豚保定器(ワイク) 	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20 本 カ・	·コードリール)mlシリンジ テラン針(18G) 本 本 本	本 30mlシリンジ 本 注射針(19G) マフロパン(20ml) コンパネ(取っ手付き)	
 必要資材 ・消毒 ・治処分 電殺機・発電機 10mlシリンジ 注射針(18G) パコマ(18L) 豚保定機(豚キー豚保定器(ワイク) 	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20 本 カ・ ーパー) ヤー) ス殺用に密閉できる	·コードリール)mlシリンジ テラン針(18G) 本 本 本	本 30mlシリンジ 本 注射針(19G) マフロパン(20ml) コンパネ(取っ手付き)	
必要資材 ・消毒 ・消石灰 ・殺処分 電殺機・発電機 10mlシリンジ 注射針(18G) パ保(18L) 豚保定機(豚キー 豚保定器(ワイ・ 炭酸ガス室(ガン	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20 本 カ・ ーパー) ヤー) ス殺用に密閉できる	·コードリール Omlシリンジ テラン針(18G) 本 本 本 本	本 30mlシリンジ 本 注射針(19G) マフロパン(20ml) コンパネ(取っ手付き) コンパネ(取っ手なし)	
必要資材 ・消毒 ・消和 ・殺処分 電殺機・発電機 10mlシリンジ 注射針(18G) パコマ(18L) 豚保定と機(豚キー 豚保に変数(ワイラン 炭酸化炭素ガス	袋, 逆性石けん ・前掛け・金ブラシ・ 本 20 本 カ・ ーパー) ヤー) ス殺用に密閉できる	コードリール Omlシリンジ テラン針(18G) 本 本 本 本 な部屋等) 本	本 30mlシリンジ 本 注射針(19G) マフロパン(20ml) コンパネ(取っ手付き) コンパネ(取っ手なし) フレコンバック(500kg)	

本

台

枚

セット 台

ラッカースプレー

フレコンバック(1t)

角スコップ

ちりとり

本

本

個

枚

必要重機

ホイールローダー	台(うち農場所有台)					
ボブキャット	台(うち農場所有台)					
フォークリフト	台(うち農場所有台)					
ダンプカー	台(うち農場所有台)					
バックホー	台(うち農場所有台)					
動力噴霧器・タンク	セット					

埋却地の見取り図(テント・防疫フェンス設置場所・消毒用動噴	貫設置・搬入箇所明記)

〇埋却

必要資材

埋却用ブルーシート(10m×10m) 枚 木杭 本 本 ハンマー 消石灰 袋

必要重機

バックホー	台(うち農場所有台)	
投光器	台	

〇その他 <u>必要資材</u>

テント	張	簡易トイレ	台
防疫服関係	人分	ロープ(6~12mm)	巻
ゴミ袋	枚	フレコンバック(1t)	袋
ガムテープ	個	カッター	個
マジック	本	トイレットペーパー	個
キッチンペーパー	個	ラッカースプレー	個
ガソリン缶	個	10Lタンク(水)	個

35

■各班業務チェック表

	総務庶務班	(業務チェック	(大人)	班長()班] ()	
	分掌	業務	留意事項	参照先	連絡先	備考	
	現地対策本部記	殳置	本部の設営準備(人員配置)。 関係機関へ設置の旨連絡。		県畜産課		
		発生農場	発生農場に患畜又は疑似患畜決定の旨を連絡。 農場主・同居人・職員・獣医師の待機を指示。		発生農場	過去28日以内の獣医師,指導員等の出入りがあれば農場主から 連絡	
	報伝達 移動制限区域 達。 内農場 リストを元に各農場へ市町村・農協から伝達		制限区域内農場へ発生概要・留意事項を伝達。 リストを元に各農場へ市町村・農協から伝達するよう依頼。	制限区域内農場リスト地域緊急連絡網	市町村、農協		
		関係機関への伝達	CSF病性決定の旨を伝達。 防疫活動への協力依頼。	地域緊急連絡網	地域緊急連絡網		
	移動制限区域・ の決定	搬出制限区域		本編p96~	県畜産課, 地域振興局, 市町村	県畜産課より告示	
	消毒ポイントの	決定	振興局, 市町村と協議。	本編p113~	県畜産課, 地域振興局, 市町村	県畜産課より告示	
	埋却地の決定	却地の決定 農場主,振興局,市町村と協議。 本編p69~ 埋却候補地一覧 県畜産課					
	集合基地,仮設	市町村に場所のリストアップ、作業員の移動手 段の確保を指示。同時に管理・運営を要請(施 設内設備,レイアウト、検診場所等検討)					
	防疫作業員の研	雀保, 動員	一覧表を作成。 決定後動員のため各所へ連絡。				
	防疫資材の注:	文, 確保	調達が可能か確認。予約した上で病性決定後 本注文が可能かどうか。	建機レンタル一覧 ホームセンター一覧 必要資材リスト	建設業者, レンタル業者, 県畜産課, 振興局		
	殺処分方法の決	央定	先遣調査の結果を踏まえ、県畜産課と協議。 電殺器等必要機材あれば他家保から調達。		県畜産課		
	作業スケジュー 定	ル、役割分担決		本編p8 役割分担表	作業従事する 関係機関すべて		
	防疫状況記録		現地の防疫状況を逐次電話報告。				
	各班との連絡訓	整	不足する資機材の把握, 追加注文。 不足人員の把握. 追加要請。 作業の進捗状況確認。 各班への連絡事項の伝達。				
	連絡・問い合わ	せ対応	県対策本部や関係機関からの連絡・関係者からの問い合わせに対する対応。 概要をすべて記録する。				
	緊急防疫対策	会議開催	会議案内通知, 会場設営, 受付。				
		文書作成,報告	各種別紙様式の作成、県畜産課への報告。				
	10 St	勤務状況管理	家畜防疫員, 民間獣医師等の勤務状況把握。		<u> </u>		
	各種経理事務	台帳管理	備品の保管,貸し借りに関する台帳の管理				
Б		出納事務	消耗品出納簿の管理				

班長() 班員(防疫指導班(業務チェック表) 分掌業務 留意事項 参照先 連絡先 備考 ・CSFの概要 ・決定経過、法の趣旨 ・所有者の義務 (別記様式8, 様式·資 料編p31) 疫学関連家畜等移動 □ 患畜決定を畜主に通知,説明 制限の指示書 (様式·資料編p62~ ・患畜・疑似患畜の隔離・家畜の移動禁止,殺処分・埋却・汚染物品の □ 発生農場への指示 本編p52~ 加理 ・畜舎等の消毒 ・殺処分予定頭数 ・殺処分方法 ・家畜共済・互助事業への加入有無 □ 本部へ必要事項の確認 総務班 ・埋却予定地の有無 ·消毒面積 □ 家畜の隔離・係留の確認 愛玩動物の係留を併せて確認。 ·CSF発生の標識 ·農場立入禁止の掲示 後発隊が看板等資材 □ 発生の標示, 立入禁止措置 本編p95 運搬 ・出入り口の封鎖(門を閉じる・縄を張る) 各畜舎に消毒槽を設置。噴霧装置の有無を確 □ 消毒槽, 噴霧装置の設置 総務班 認し, 必要数を本部へ連絡。 □ 殺処分対象家畜の確認 具体的な頭数把握を行い、本部へ連絡。 総務班 後発隊がシート等資材 運搬 (建設業協会依頼) 発生農場及び周辺農場の外部をビニールシー □ 農場, 周辺農場の遮蔽作業 総務班 トで遮蔽する。 後発隊が資材運搬 (ライト,ロープ,立て 看板,動噴,消毒器, 携帯) 進入車両,人の通行を監視,遮断。 □農場周辺の通行制限 ガードマン到着までは防疫員が作業。 殺そ剤(クマリン等) ・殺虫剤(有機リン製剤等) ・野生動物の侵入防止対策の確認 □ 衛生害虫対策 後発隊が資材運搬 ・排水溝の閉鎖を再確認 ・農場の下水、尿溜、排水溝に消毒剤投入(消 石灰[水酸化カルシウム]又は水酸化ナトリウ □ 農場下水, 尿溜, 排水溝対策 ・ 曲舌 ・ 農場敷地内の地面 ・ 畜舎の壁、天井 □ 汚染が疑われるものへの消毒 ・農作業に使用した衣服、履物 発生農場の移動禁止措置に関して農場主に説 □移動禁止関連の説明 本編p52~ □ 「と殺指示書」・「家畜等移動制 限の指示書」の交付 様式·資料編p31,62 農場主への説明と併せて実施。 ~64 本編p87, 様式·資料編p32~33 評価・記録班が評価簿 口評価 すべての評価対象物品を記録。 持参 評価, 殺処分, 埋却, 消毒, 通行制限・遮断等 の作業状況を文書, 写真等で記録 □ 防疫状況の記録

班長(検査基地班(業務チェック表)) 班員() 分掌業務 留意事項 参照先 連絡先 備考 獣医師リスト 県畜産課, 獣医師1名 十案内人1名/農場 衛生部に関しては畜 産課から調整 作業者リスト (市町村、農協) 共済獣医師リスト 市町村,農協,共済,開業獣医師, 必要数から他家保, 共済獣医師等の派遣を要請する。 □ 人員の確保 衛生部獣医師名簿 清浄性確認検査では、同一の家畜防疫員が複数の畜種を診て回るようなことがないよう配慮し で配分する。 □ 人員の配分 同上 調査対象農場への電話連絡・意義説明。(案内 員の協力を得る) 市町村・農協・共 済 □ 立入検査対象農場への連絡 制限区域の外縁部から発生地に向けて実施する等,ウイルス拡散防止に配慮する。 市町村·農協·共 済 □ 調査ルートの策定 中央家保,他家保 家保に持ち帰る資材を保管する汚染物品ゾーンを確保しておく。 □ 必要資材の確保 本編p124~ 農場ごとに必要な携行品を分配。 車両の確保を依頼。 確保後はあらかじめ消毒。 市町村·農協·共 済 □ 携行品の分配 同上 農場リストをもとに一覧表を作成し県畜産課へ 随時報告する。 □ 検査結果の報告 県畜産課 □ 異常家畜発見時の対応 総務班,発生地班と連携。 □ 清浄性確認検査対象農場の決 定 畜産課, 市町 村, 農協 本編p123~ □ 清浄性確認検査への対応(上 記に準ずる) 同上

疫学調査班(業務チェッ	ク表)	班長() 班員()					
分掌業務	留意事項	参照先	連絡先	備考			
疫学調査対象農場・施設の特 定	発生地班による先達調査の結果から,調査対象となる農場・施設を特定。 管外の場合など,管轄家保に協力を依頼。	本編p119~	県畜産課,市町村	県外に渡る場合は県 畜産課が対応			
対象農場・施設への電話確認・ 立入要請	対象農場・施設への事実確認。調査の意義説明 ・農場:獣医師(防疫員)+案内人 ・施設:獣医師以外可	同上	県畜産課,市町村	施設に関しては県畜 産課から要請の場合 あり			
調査員・案内人の依頼・確保			県畜産課, 他家保·市町村				
立入調査日程の調整・同行依 頼	車両の確保を同時に依頼する。		市町村				
立入調査の携行品準備		様式·資料編p89					
疑似患畜発見農場での対応		様式·資料編p60~61					
疑似患畜発見の際の重機, 資 材の確保	総務班と連携						

移動規制班(業務チェッ	ク表)	班長()班)	
分掌業務	留意事項	参照先	連絡先	備考
規制内容, 指導内容の周知	関係者へFAX等で通知する。	規制内容一覧 指導内容一覧 地域緊急連絡網	規制がかかる関係者,関係団体すべて	
立入禁止等の標示に関する調整, 準備	標示を行う上で、市町村・所轄警察署と調整する。 掲示看板の用意。(発生地班が設置)	本編p95	市町村,管轄警察署,中央家保	
消毒ポイントの設置確認・防疫 指導(総括的役割)	振興局による消毒ポイントの設置を確認するとともに、防疫上の注意点(的確な消毒方法等)を指導。 不測の事態は家保で対応。	本編p111~	地域振興局	
死体等の移動に関する指導・ 集計	移動制限区域内の家畜の死体、敷料、排せつ 物の条件付き移動に伴い、農場家畜に異状が ないことの確認と経過記録を対象農場に指導。 移動状況を県対策本部へ報告。			
移動制限区域内のと畜場・家 畜市場の監視	必要に応じ防疫員が立ち入り, 状況を監視する。			

■ (別記様式7) プレスリリース

(別記様式7)

プレスリリース

年 月 日 鹿 児 島 県

CSF(豚熱)の(疑似)患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「CSF」の(疑似)患畜が県内で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚(いのしし)の 移動を自粛しています。なお、CSFは、豚、いのししの病気であり、人に感 染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地:鹿児島県〇〇市〇〇

飼養状況:〇〇豚(いのしし) 飼養頭数 〇〇頭

2 経緯

- (1)〇〇月〇〇日,〇〇から〇〇である旨,〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日, 〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに,本県病性鑑定施設で実施した抗原検査(PCR検査,蛍光抗体法)で陽性となったため,国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- (3)同研究部門による遺伝子解析の結果, CSFウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから, CSFの(疑似)患畜と判定しました。

3 今後の対応

以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

(1)「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成25年6月26日農林水産大

臣公表)に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限 区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
- (3)感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置する。
- (4) 国との的確な連携を図る。
- (5) 感染状況, 感染経路等を正確に把握し, 的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に受け入れる。
- (6)殺処分・埋却等の防疫措置を迅速かつ的確に実施するため、動物検疫所から 「緊急支援チーム」を受け入れる。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を受け入れる。
- (8) 生産者等の関係者に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
- (9)関係機関・団体と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4 その他

- (1) CSFは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方の プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいた します。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

所属:〇〇

担当:00

TEL: OO

FAX: OO

■ (別記様式8) と殺指示書

(別記様式8)

と 殺 指 示 書

番 号 年 月 日

〇〇 殿

鹿児島県〇〇家畜保健衛生所 家畜防疫員 〇〇〇〇 (印)

あなたが所有する(管理する)次の豚等は、CSFの患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

豚等の所在する場所

豚等の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された豚等については、家畜伝染病予防法第58条第1項 及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

■家畜評価記録簿

家畜評価記録簿(豚・いのしし)

評	価	E	3	病	性	決 定	日	Ř	2000 分	命令	计日	殺	処	分	日			
世	場		名	_	_							1					の頭数を	
听 有	者	氏	名									-111			豚房	単位で	記入する	
畏 場	所	在	地									-0.0			1	乳期	(~約5)	
听 有		住	所									-				到期 5000000000000000000000000000000000000	(~約10	
重	絡	Lake	- 122									-				成期 B育前期	(~約30 (~約70	Jkg) Jkg)
¥	稻		先												(5) R	曾後期 隆殖豚	(約70kg	(~)
() 2)	3 ()	4 (5 (
1				1				1				1				1		
2				2				2				2				2		
3				3				3	0)			3				3		
4				4) 5)				<u>4</u>)				4)				<u>4</u>		
(5) (6)				6				6				6				6		
7				7				7				7				7		
3 ((_)	+)				3			
1				1			-	1				1			-	1		
2				2				2				2				2		
3				3				3	n n			3				3		
4				4				4				4				4		
(5)				5				(5)				(5)				(5)		
6				6				6				6				6		
⑦ 1 (⑦ 2(=	⑦ 13 (X.			7) 14 (93	7) 15 (
10			025	1			,	13 (r			1			ä	101		
2				2				2				2				2		
3				3				3				3				3		
4				4				4				4				4		
5				5				(5)				(5)				(5)		
6				6				6	3			6				6		
7			_	7				7				7				7		
6(7(- 8	18 (19 (Į.) 20 (
1				1				1				1				1		
2				2				2				2				2		
3				3				3				3				3		
4)5)				4) 5)				4) 5)				4 5				(4) (5)		
6				6				6				6				6		
7			(7				7				(Z)				7		
#+			08	950				*	×-			7				Transport		
備考																合計(
																1		
																2		
																3		
																4		
																(5)		
																6		
												1				7		

評価人氏名

■物品評価記録簿

物品評価記録簿(豚・いのしし)

評	価	日			病決	定	性日		殺命	処令	分日		殺処分日	
農		場		名										
所	有	者	氏	名										
農	場	所	在	地										
所	有	者	住	所										
連		絡		先	(自	宅)						(携帯)		
餇				料										
堆				黑										,
薬				品										
そ		Ø		他										

評価人氏名	